浙江平陽県知県黄梅不法着服案

―清代乾隆朝官僚汚職研究五―

谷口規矩雄

はじめに

本稿は表題のように浙江省平陽県知県の黄梅が引き起こした汚職事件であるが、彼を事件の主人公とするにはやや不適当と思われる点がある。むしろこの事件を暴く契機を作ったのは当時、浙江学政であった竇光鼐(1)である。彼は当時問題になりつつあった浙江省の銭糧虧空の実態を明らかにしようとして数多の圧力に屈せず努力した。その過程で黄梅の事件も発覚したのであった。従って『清朝通史』八（周遠廉主編、「乾隆朝」上、紫禁城出版社、二〇〇三刊）の一七章、「乾隆晩期四大案」では「浙江学政竇光鼐劾貪案」と題して取り上げ、竇光鼐を事件解明の中心人物として扱っている。一方『乾隆朝懲辦貪汚檔案選編』（中国第一歴史檔案館編）では「浙江平陽県知県黄梅勒派入己案」という題名になっている。拙稿では史料の大半をこの『懲辦貪汚檔案』（以下この様に略記）に負うて

いるので、これに借りて上記の題名にした。

所でこの事件では寶光鼐の告発を契機に浙江省における銭糧虧空の実態の解明が進展するかに思われたのであるが、地方官、欽差大臣たちの思惑が重なり、結局一知県黄梅の責任のみが誇大に取り上げられる結果に終始した。むしろ寶光鼐をめぐる地方官や欽差大臣達の問題処理の態度を通じて当時の官界の人間関係や、地方官僚の問題処理に於ける事無かれ主義の実態が浮かび上がって来るであろう。

一、事件の発端

この事件の発端となったのは当時浙江学政であった寶光鼐の一通の上奏文であった。『懲辦貪汚檔案』、「浙江平陽県知県黄梅勒派入己案」の「史料一」（以下同檔案より引用する場合は史料番号のみを記す）は「浙江学政臣寶光鼐跪奏為拠実奏聞事」と題されており、浙江省各州県の倉庫虧缺（虧空）の状況について報告されている。ただこの奏文はかなり長文の上、行書で書かれており筆者には難読の点もあるので、簡略化されている点もあるが『実録』の文に拠る事にする。『高宗実録』巻一二五二、乾隆五一年夏四月乙酉の条に

拠寶光鼐奏。浙省各州県倉庫虧缺未補者多。蓋因従前王亶望、陳輝祖。貪墨繼踵。敗露時。督臣富勒渾。僅以倉庫虧缺具奏。並未徹底査弁。祇拠司道結報之数。渾同立限。各州県遇有陞調事故。輒令接任之員代為出結。弁理殊属顢頇。聞得嘉興府属之嘉興、海塩二県。温州府属之平陽県。虧数皆逾十万。応査明何員虧缺若干。分別定議。指名厳参等語。

と記され、寶光爾の上奏によれば、浙江省各州県の倉庫の虧空は、未だ補填されないままの者が多数存在する。蓋しこれは従前王亶望、陳輝祖の貪婪な横領事件(2)が相継いだからであるが、その事件が摘発された時、総督富勒渾はただ倉庫の虧空を上奏しただけで、徹底的に調査し処置しようとしなかった。ただ布政司・道員の決算額に基づいて大まかに（補填）期限を立てただけであった。各州県では昇任や調任の人事があれば、その度に前任者に代わって後任の者に（事故がないという）保証を出させていたので、（虧空の）処理は殊にいい加減であった。聞く所では、嘉興府属の嘉興・海塩二県、温州府属の平陽県では、虧空額が共に十万両以上であるという。正に誰が虧空額幾許かを明確にし、指名して厳重に処分すべきである、と云うことであった。

この上奏を受取った乾隆帝は以下のように述べている。『実録』同文の後続に

所言皆属公正。浙省自王亶望、陳輝祖。在彼貪婪繼踵。而其敗露。則係監糧・官物二案。其時富勒渾、福崧。以合省倉庫虧缺具奏。朕因不欲復興大獄。准令設法勒限彌補。已係朕格外之恩。・・・自当即時彌補。乃自立限後。已屆五年。而福崧仍以各属未能彌補全完。懇請展限具奏。・・是以派尚書曹文埴等前往。徹底査弁。

と記されており、寶光爾の言う所は全て公正であると認めている。その上で帝は王亶望・陳輝祖の横領事件では「監糧・官物」に関わる二案(3)のみが摘発されたが、その時閩浙総督富勒渾、浙江巡撫福崧は浙江全省の倉庫の虧空の状況について具体的に報告した。しかし朕は復大獄を起こすことを（「王亶望案・陳輝祖案」では多数の官僚が処罰されたことを指す）望まなかったので、方法を講じて期限を定めて補填することを許した。これだけでも格外の恩典である。・・・当然即時に（虧空を）補填すべきであるのに、期限を定めてより已に五年に及ぶのに、福崧はなお補填を完了することが出来ない地方が在るということで、期限の延期を懇請してきた。・・こうしたことから戸部尚

書曹文埴を欽差大臣として浙江へ派遣し徹底的に調査、処理させることにしたのである。

所で、この記事に云う富勒渾の報告であるが、「史料二」によれば

浙省倉庫銭糧。従前拠富勒渾等奏。各属虧缺数目。共有一百三、四十万両。節年設法彌補。已有十之六、七。

と記されており、総督富勒渾は浙江省の銭糧虧空の六、七割は補填が完了しているとしている。これに対し巡撫福崧は補填未完了の地方がなおかなり多数存在するので期限の延期を要請したのである。この実態調査のために派遣されたのが曹文埴ほか、刑部左侍郎姜晟、工部右侍郎伊齢阿等三人の欽差大臣であった。

上記『実録』の後文には

昨拠曹文埴等奏到。該省虧缺倉庫。自勒限彌補後。尚虧缺三十三万余両。現在酌議清査等語。

と記されており、曹文埴等が精査した結果、浙江省全体の倉庫の虧空は三十三万余両と報告された（「史料六」に伊等三名連名の報告が収載されているが、長文なので割愛した）。

これに対し乾隆帝は以下のように述べている。

是所奏与福崧等原報之数相符。今拠寶光廉奏。嘉興・海塩・平陽、三県虧数皆逾十万。則是此三県虧空。已有三十余万。其余通省州県虧缺。自不止此数。而曹文埴等所奏。合省尚虧三十三万余両之処。殊非実在確数。似有将就了事之意。

（曹文埴等の）報告は福崧等の原の報告数と符合しているが、今の寶光廉の報告では嘉興・海塩・平陽三県の虧空の数だけでそれぞれ皆十万を超えている。それならばこの三県の虧空のみで已に三十余万有ることになるので、その余の全省州県の虧空は当然この数に止まらないだろう。曹文埴等の報告して来た、全省でなお三十三万余両を欠損し

ているというのは、殊に実際の確数ではなく、（彼らには）適当に事を終わらせようという意図が有ったようだ。

更に続けて帝は、

看来。曹文埴等亦欲就案完事。殊非令徹底清釐之意。伊等係朕派委前往査弁。自応将該省何処虧缺若干。何処彌補若干。何処竟未彌補。何処不但不能彌補。且有増多之処。逐一詳査。根究底裏。方為不虚此行。

見た所では、曹文埴等はこの事件だけで事を終わらせようとしているが、それでは殊に（原因を）徹底的に明白にし整理させようという朕の意図に合わない。彼等は朕が任命し調査、処理に当らせたのであるから、当然当該省の何処の欠損が幾等か。何処の補填額は幾等か。何処がなおまだ補填していないか。何処がただ補填できないだけでなく、更に欠損を増加させているか。逐一詳細に調査し、内情を根本的に究明してこそこの度の派遣を無意味にさせないのだ、と述べ、曹文埴等の欽差大臣が巡撫福崧等の報告した数値を鵜呑みにして辻褄を合せたのみで、実際に現地へ赴いて欠損の生じた根本の原因までを調査しなかったことに対して強く非難している。

寶光鼐の上奏は上の銭糧の虧空に関してのみでなく、常平倉、社倉、義倉に関する問題も含んでいた。『実録』同条の後文に以下のように記されている。

又拠寶光鼐奏。去歳杭州、嘉興、湖州三府。秋収歉薄。倉庫正需平糶。而倉内有穀可糶者無幾。浙東八府。歳行採買。惟折収銀両。以便那移等語。曹文埴等。亦未奏及此也。．．乃杭州等属。竟至無穀可糶。而浙東採買。且有折収銀両之事。尤堪駭異。寶光鼐為該省学政。経朕批詢。拠実指陳。必係耳聞目睹。所奏不為無拠。著将原摺鈔寄曹文埴等閲看。令其査照寶光鼐所奏各款。逐一秉公詳細盤査。

寶光鼐の上奏によれば、去年、杭州・嘉興・湖州三府は秋の収穫が非常に不作であった。（常平・社倉・義倉等の）

倉庫では平時の値で米を売り出すべきであるのに、倉庫内に売り出すべき米穀を貯蔵していた倉庫は殆ど無かった。浙東八府では毎歳（定額の）米の買入れを行っているが、ただ（米に代えて）銀両を納入させて、別途の使用に便利なようにしているだけであると。しかし曹文埴等はまたこの事については報告していない。・・・杭州府等の所属地方では売り出すべき米穀が無い状態になっていたが、浙東地方の米の買入れには、（米に代えて）銀両を納めさせていたという。全く驚き怪しむべきことである。寶光顒は当該省の学政であり、朕の質問にも事実に基づいて返答した。必ず自身の見聞した事であろうから、上奏して来た事柄は根拠のないことではなかろう。この原摺を書き写して曹文埴等に送って読ませ、寶光顒が上奏して来た各項目に照らし合わせて、逐一公正詳細に取調べよ、と命令した。この後寶光顒は皇帝の命により曹文埴等と協同して実情の取調べに当ることになった。

所で、上述の経緯からも明らかなように浙江省の銭糧の虧空や、常平倉・社倉・義倉の貯蔵米の欠乏については、寶光顒と曹文埴等欽差大臣との事実認識は大きく異なっており、皇帝はむしろ寶光顒の認識を事実に基づくものとして支持しているのである。

さて曹文埴等は改めて調査を行い、その結果を皇帝へ報告した。『実録』巻一二五四、乾隆五一年五月丙午の条によれば、

> 拠曹文埴等奏。続査過寧、台、衢、処四府。庫項倉儲。連前七府。共虧缺銀二十七万二千余両。冊之冊報数目。有減無増。現飭将各州県存貯之銀。尽数提帰藩庫。並与藩司一切巻宗。逐款覆対等語。

と記され、曹文埴等の報告によれば、続いて寧州府・台州府・衢州府・処州府四府の貯蔵穀物数について調査したが、前の七府と合わせて、合計虧空銀二七万二千余両であった。これと決算報告の額数とを調べれば、虧空額は減じ

ているが増加していない。現在各州県に指示して貯蔵している銀を全額布政司庫へ納入するようにさせているが、それと共に布政司に保管している書類を各項目ごとに調べているということであった。所がこれとは別に寶光爾は独自の調査報告を行った。「史料一〇」がその全文であり「浙江学政臣寶光爾跪奏為欽奉諭旨。恭摺覆奏事」と題されているが、長文なので要点のみを取り上げることにする。最初の上奏では触れられていなかった問題が多数指摘されている。その第一、

至臣前摺所謂浮費者。一則上官進京之餽贐也。外官進京。親友餽贈。人情所不能無。而奢則為害。上官進京之費。日漸加増。・・・去歳藩臣盛住。携貨過豊。外間頗有煩言。撫臣福崧・向臣言。上官進京。携帯銀両。動以万計。虧缺何能彌補。我今年進京。属員有敢送銀子者。

これは地方の高級官僚が定期的に状況報告のために上京し皇帝に謁見することを述べたのであるが、その上京の際に、友人達が餞別の贈物をする習慣が以前からあった。その贈物が時代を追って次第に官僚上下間の常習となると共に奢侈化、高額化したのであった。そのために属官の州県官は州県の経費から餽送分の費用を差引くことが常態化していたのであった。・・それにつき去年、布政使盛住の（上京の際に）持参した資財が過大であったので、世間では喧しく取り沙汰された。巡撫福崧が寶光爾に言った所では、上官が上京する際に持参する部下の属官から贈与された銀は一万両単位の額になっている。これら餽送の銀は州県の経費から引き出したものだから、州県経費の欠損（虧空）は補填される筈もない。私も今年上京した際に、属官で銀を贈って来た者がいたと。

寶光爾はここで州県の虧空の原因の一つとして、上司への贈与（餽送）を指摘しているのであるが、特に布政使盛住の名を上げて、彼が上京の際に多額の銀を持参した事、即ち属僚から多額の餽送の銀を受取っていたことを批判し

たのであった。しかしこれは寶光霈の誤認であったことが後に明らかになったが、このことについては後述する。ただ上司への餽送の常習化と高額化とは事実であった。

第二は

一則上官往来之供応也。供応亦属員之常。臣（乾隆）二十一年来浙時。未聞以為病也。嘉興為進京通衢。積年供応。漸増華侈。所費滋多。厳・衢一帯為南路通衢。各上司供応日増。衝途小県。力不能給。聞督臣過往。門包或至千百。而主人不知。亦属失検。虧缺之不能彌補。即有由此者。

次に取上げられたのは上官往来の際の接待（供応）費であった。寶光霈が乾隆二一年に浙江学政として赴任した時には、それはまだ弊害を及ぼすほどにはなっていなかったという。ただこれは彼がその後の事態との比較で云っているまでのことで、中国各地で既に問題にはなっていたのである。所で当時、嘉興府は上京の通路に当っていたので、長年の間にここを通過する上官に対する接待は次第に贅沢になり、その費用も増加した。厳州府・衢州府地域は南方地方からの通路になっている。それでここを通過する上司に対する接待費が日毎に増加し、通路に当る小県はその負担に耐えきれない。聞く所では、総督が通過すれば、（家人達への）門包が銀千両、百両にもなる(4)が、主人の総督はその事は知らない。これは監督不行き届きと云うことになる。（州県の）虧空が補填できないのはこうしたことに由るのである。

寶光霈は曹文埴等が全く触れようとしなかった地方における上官に対する餽送や接待費（供応）が高額になっている実態を報告したのである。

第三としては、各州県を名指しして虧空の実態等を明らかにした。最初は仙居県である。

前任仙居県知県徐廷翰。有監斃臨海学生員馬寅。倒填日月。捏飭情形。・・経臣飭審未結。已告病離任。署任劉田面稟。虧空近万。不敢受交代。

仙居県では、前任知県徐廷翰が、臨海県学の生員馬寅が獄死したことにつき、その月日を取り換え、いい加減な指図を行ったという有様である。・・私の取調べがまだ終わらないのに、（彼は）病気で離任した。代理で赴任した劉田が私に直接云ったのには、虧空が一万両近くあるので、交代を受けなかったと。

ここで取り上げられている臨海県県学の生員馬寅が獄死した件については、竇光鼐は知県徐廷翰が故意に彼を取調べ、監獄で病死させたとして、徐廷翰の責任を指摘したのである。ただこの件は後に竇の事実誤認のような点もあり問題となった。それと虧空の指摘である。

次いでは黄巖県が取り上げられた。

臣赴温州。経由黄巖県。知県張発挑面稟。該邑倉額。五万九千余両。前任徐傅一。交代空倉。価銀全無。歴年代為彌補。実未能全完。

黄巖県は知県張発挑が直接述べた所では、県の倉庫の規定額は五万九千余両であるが、前任の徐傅一とは空倉のまま引き継いだので、（銭糧の）銀は全く無かった。何年もかかって補填したが、まだ補填し終えていないと。黄巖県では未だ虧空が残存している現状を述べている。次いでは、

楽清県。署任侯秉鈞面稟。前任張国宝病故。虧缺二万。不敢受交代。

楽清県では一時代理赴任の侯秉鈞が直接述べた所では、前任の張国宝が病気で亡くなったが、虧空が二万両有ったので交代を受けなかったという。桐廬県では、

又摺禀。四十七年。署桐盧県前任林思至。実虧缺銀二万二百十七両有奇。桐盧県の虧空銀は二万二一七両余りである。平陽県については、

署平陽県知県李大鼎来見。拠称。前任黄梅。虧缺甚多。自伊離任。著追後。陸続交銀二万有余。未経盤査。難定確数。不敢受交代。及試平陽童生。場中頗聞語声。詰之則云。黄梅歴任八年。揮金如土。借虧空名色。勒借数次。却不肯彌補虧空離任。丁憂猶演戯為楽。行同禽獣。今如再行勒派。当赴臣呈控云々。

署平陽県知県李大鼎が会いに来て云う所では、前任の黄梅は虧空が非常に多額であったので、離任後も追究し銀二万余両を出させた。まだ検査を受けていないので数量を確定できないから、私は交代を受けなかったと。

一時代理赴任の平陽県知県李大鼎が会いに来て云う所では、前任の黄梅は虧空が非常に多額であったので、離任後も追究し銀二万余両を出させた。まだ検査を受けていないので数量を確定できないから、私は交代を受けなかったと。

ここで平陽県知県黄梅の虧空の額が非常に高額であることが指摘された。更に次いで、平陽県県学で童試を行おうとした所、試験場で童生達の話声が喧しかったので、私が戒めた所、云うのには、黄梅は八年間知県の任にあって、金を湯水のように使い、虧空を出したという名目で数回にわたり（その額を県民に）強制割付した。しかも虧空を補填しようとはせず離任してしまった。また親の喪に当っているのに劇を演じさせて楽しんだが、禽獣にも等しい行いだ。今もし再度強制割当をするようならば、私の所へ訴え出ようと思っていたと云うことであった。

ここで後に重大な問題となる平陽県の虧空を黄梅が県民に強制割当し、それを補填のために使用せず着服したという問題が指摘されたのである。更に親の喪に服さず演劇を上演したことも大きな問題となった。次いでは青田県である。

経由青田。知県邱竜標面禀。受前任孫潢交代。虧缺二万。到任未久。実不能彌補。

青田県では知県邱劉標が直接述べた所では、前任の孫潢と交代した時、虧空は二万両であった。最後は金華県である。

拠金華県知県彭載賡称。現在詳請平糶。皆似為掩飾之計。

金華県知県彭載賡の云う所では、現在平糶を要請しているが、これ等は皆（虧空を）誤魔化すための方策なのだという。寶光廟は以上のように各州県の実情を述べた後、

臣所経過各府。比付原報未完之数。同口一詞。因思欽差大臣到杭。即知原報未完之数。外有隠瞞。自宜確査全省。方得確数。

私が通過した各府では、原の（布政使へ）報告した（補填の）未完了額になぞらえて、皆口をそろえている。だから欽差大臣が杭州へ来られて、原報の未完の額を知っても、それ以外に隠蔽されているところがあるので、自ら全省を確実に調査してようやく確実な（虧空の）額数を知ることができる筈であると述べた。

乾隆帝はこの段階ではまだ寶光廟の言を信用していたし、彼の報告内容と曹文埴等のそれとは大きく隔たっていたので、改めて阿桂を起用して、浙江へ急行させ曹文埴等と共に再度の調査に当らせることにした(5)。

二、事件の展開

阿桂を調査官に加えた欽差大臣達はそこで寶光廟の報告に則して逐一再調査を実施した。その結果の詳細な報告が「史料一六」である。ただこの「史料」は長文なので要点のみを述べるに止めたい。文頭には

臣阿桂。会同臣曹文埴等。查明寶光廟所奏各款。逐一秉公查訊。当将応訊之原任、現任各員。及案内有名人証。飛速咨提。

と述べられているように、寶光爾の指摘した各条について調査しただけでなく、当該州県の原の官員や寶光爾が名を上げた人物を証人として呼び出し調べたという。

最初に取り上げられたのは青田県である。

今臣等詳加覆查内。如寶光爾奏。青田県虧缺二万。今查得。該県四十七年原報。虧空銀三千二百余両。知県孫潢。已経彌補全完。後任知県邱竜標亦称。交代時。並無虧空。

青田県では、寶光爾の報告によれば虧空は二万両であったが、今回の調査では、四七年原報の虧空銀は三二〇〇余両で、知県孫潢が既に補填を完了している。後任知県の邱竜標もまた交代時、虧空は全く無かったと云っている。阿桂等は自分等の調査に基づいて寶光爾の指摘した事実に真向から反論し、虧空は存在しないと述べた。以下、阿桂等は具体的に州県名を上げ、寶光爾の指摘した事実に反論を加えた。

至仙居県。原報虧空銀一万一千七百余両。知県徐延翰。在任彌補過銀四千九百余両。尚未彌補銀六千八百五十余両。黄巖県。原報虧空銀二万六千余両。知県張発挑。彌補過銀一万八千余両。尚未彌補銀八千八百余両。

以下、楽清県、桐廬県等についても彌補金額、未彌補金額を具体的に上げている。しかもこれ等の金額について次のように結論付けている。

而此数項未経彌補之銀。倶即在臣曹文埴等。前此查出二十五万余両之内。数目相符。・・　其実存銀両。又倶全行提解藩庫。無従捏飾。

上にあげた数項目の未補填の銀額については、曹文埴等が前に調べ出した二五万余両の未補填額の中に含まれるもので、銀額は共に符合している。・・また実際に現存している銀は全て布政使庫へ搬送させたので誤魔化すことはでき

ないと。ここに云う未補填の銀二五万余両とはこの直前、阿桂をも加えて確認した銀額なのであるが、それにしても最初に寶光鼐が指摘した嘉興・海塩・平陽三県の虧空が各々一〇万両を越えているという事実とは全く異なった結果となっているのである。更に阿桂等の反証は続いた。黄巖県では、寶光鼐の云う所では、上記のように前任知県徐傅一から現任知県張発挑は空倉のままを引継いだのであった。しかし彼は引継ぐと直ぐに兵米を磐放（脱穀して支給）したという。もし空倉を引継いだのであれば、如何にして兵米を磐放出来たのであろうか。また金華県では去年平糴を要請したというが、布政使が脚下した。今年は当県は平糴を要請していない。

更にまた浙西地方における平糴についても、桐郷県に関しては、寶光鼐の報告では、常平倉の倉穀は社倉より借り入れたものであり、その社倉米三千石は嘉善県から借用したのであると述べていた。しかし現任の桐郷県知県唐文昭の云う所では、常平倉の米穀は実際に倉に貯蔵されており、それは寶学政も正確に検査された。本県の三個所の社倉に貯蔵されていた米穀は引続き貸し出されており、現に農民は借領していると述べている。以上のように、寶光鼐の報告に対して阿桂等欽差大臣達の調査はことごとく相反する内容であった。

また寶光鼐が強く批判した平陽県知県黄梅の事績についても、

平陽県知県黄梅。情節最重。今査得。該県彌補未完虧缺銀。現在実止有一万七千余両。亦在臣曹文埴等査出二十五万余両之内。

と述べ、黄梅の虧缺銀は一万七〇〇〇余両とし、寶光鼐の述べた一〇万余両とは全く懸け離れた額となっている。こうしたこともあってと思われるが、阿桂等は自分達に随従していた戸部員外郎海成を独自に平陽県へ派遣して黄梅に関わる事績を調査させることとした。その他、仙居県知県徐延翰が臨海県の生員馬寅を不当に収監して獄死させた

ことについても、寶光爾の言い分とは正反対の結論を出した。以上のように阿桂達は現任の知県や関係者を訊問し、寶光爾の指摘した事実について逐一反証を上げ具体的に反論したので、これまで寶光爾の報告に信頼を置いてきた乾隆帝の見解も動揺せざるを得ないことになって来た。

こうした時、又しても寶光爾の指摘した事実を覆す報告が皇帝の下へ寄せられた。それは矢張り阿桂、曹文埴等による盛住の餽送銀受取りに関する調査結果である。上述のように、寶光爾は布政使盛住が去年上京に際して属官達から多額の餽送を受けていたことを批判した。皇帝はこれを受けて盛住を解任し、阿桂等に彼を取調べるように命じたのであった。その結果の報告が「史料一七」である。

拠阿桂奏。伝詢盛住。則因上年進京時。有応解参価銀三万九千余両。盛住自行装匣。携帯到京後。即赴広儲司兌交。有案。至盛住自己所帯銀。止有三千余両。府道進京盤費。尚受銀千余両。盛住以藩司而兼織造。携帯盤費三千余両。実不為多。

阿桂等は盛住を拘引訊問した所、彼は去年上京時、北京へ送るべき朝鮮人参の代金(6)銀三万九千余両を所持していた。彼は自身で箱に装填し、北京へ携帯するや即に広儲司(7)に赴き（その銀を）引渡した。盛住自身の所持した銀はただ三千余両であった。知府や道員の上京旅費さえ千余両であるのに、盛住は布政使であり織造をも兼任しているから、旅費三千余両を所持していても多いとは云えないと述べた。

寶光爾が盛住の旅装が過大だと云ったのは、杭州織造で徴収した人参の売却銀を携帯していたからであって、彼個人の受取った餽送銀などではなかったのであった。阿桂等は次のようにも述べている。

而其将参価分装木匣。携帯起程時。・外間之人。或因見所帯銀匣数多。遂疑為盛住私貲。況以数十匣貯銀。挪

運上船。必係属員餽送。道路流伝。寶光爾信以為真。率行入告。

人参の銀を分けて木箱に詰め込んで出立した時、世間の人は所持の銀箱が多数なのを見て、盛住の私財だと疑ったのだろう。まして数十の箱に銀を詰め船に運び込んだので、属員の餽送に違いないと思い、通行路沿いに云い伝えられ、寶光爾はそれを真実と思いこみ、直ぐに報告したのであろうと。

更に阿桂等は盛住に実際に餽送した属官が居たかどうかを調べた。後続の文に

恐盛住進京時。果有収受属員餽贐情事。当就近訊之杭州府并所属州県。復飛調盛住進京経過之嘉興所属各県。来省審訊。各該員陸続到斉。于初四日。臣等公同寶光爾。面加訊問。・・拠該府州県僉称。実無餽送盛住銀両之事。

盛住の上京時、属官の餽送を受領した事実があることを恐れたので、近隣の杭州府とその所属州県にそのことを訊問した。また盛住上京の際の通過路に当る嘉興府所属の各知県を省庁へ緊急に呼び出し訊問を行うことにした。各関係者が皆揃ったところで、（六月）四日に私達は寶光爾と共に直接訊問した。・・各関係府州県の者が皆云う所では、盛住に銀両を贈った（餽送した）という事実はないと。

更に省都より遠距離にある各府には伊齢阿が緊急の調査命令を出したが、銀両を餽送した事実はないという証明書を送って来たという。従って寶光爾の指摘は風聞を信用した結果であって、盛住が餽送銀を受取っていた事実は存在しないということが明白になった。結局盛住は何ら疾しい点が無いということで布政使への復職が認められることになった。

所が更に寶光爾の立場を悪くする報告が海成より寄せられた。海成は、上述のように阿桂等によって独自に調査する為に平陽県等へ派遣されていたのであった。彼からの報告が「史料一八」であるが、原文は行書であり、筆者には

読解不能なので『宮中檔』乾隆五一年六月二三日の同文に拠ることとする。海成の報告では、

又於六月初三日。至平陽県。随即出示暁諭。張掛四門。如前任知県黄梅。有勒派情事。許士庶人等拠実呈首。自初三日起。至初五日。毎日親至県堂。放告三日。竟無具呈之人。恐書役人等。有在外攔阻情弊。当即伝集該県生監邱雲彩等二十五人。以及城郷地保及書役等多人。隔別訊問。僉称。前任知県黄梅。実無勒派之事。各具親供甘結。

また六月三日平陽県に到着し、直ちに告示を城内の四門に張り出し、もし前任知県黄梅が（虧空銀を）強制割当したという事実があったならば、一般人が事実に基づいて申し出ることを許すことにした。三日から五日まで毎日自ら県堂に出向き、三日間そのことを訴えたが申し出る者はいなかった。県の書役等が他処で引き止めているといけないので、直ちに当県の生員・監生邱雲彩等二五人、及び県城・郷村の地保や書役等大勢を呼び集め、個別に訊問したが、皆前任知県黄梅が強制割当した事実は無かったと云った。各自がその証文を提出している。

更に黄梅が母親の亡くなった日に演劇を上演したことについて、

再黄梅供称。本年正月十二日。為伊母慶九十歳生日演戯。伊母一時痰壅。適於演戯之夜痊故。並非母死之後演戯。詢之該県書役。所称倶属相符。

また黄梅の云う所では、今年正月一二日、彼の母の九〇歳の誕生日を祝うために演戯を上演したが、母は一時痰が詰まり、演劇の夜に急死した。母の死の後演劇を上演したのではないと。これを当県の書役に尋ねたが同様の返答であった。

以上のように海成の報告は全く寶光額の指摘した事実を否定するものであった。阿桂等の報告や海成のそれは現任

の責任者や現地人の証言に基づく具体的な内容であったので、そうした報告を受けた皇帝は寶光爾の報告に強い疑念を抱かざるを得なくなった。

三、寶光爾の処罰

結局皇帝は寶光爾に再度、事実に基づいた回答を行うことを命ぜざるを得なくなった。「史料二〇」は寶光爾によるその反論であるが、行書の文であるとともに相当の長文(8)なので『実録』巻一二六〇、乾隆五一年閏七月壬申朔の条により、要点のみを述べる。

第一は、前任仙居県知県徐延翰が臨海県の生員馬寅を故意に取調べ獄死させた件についてである。これについては後の調べで、馬寅は生員の身でありながら匪徒陳天河、邵能文等とぐるになり、弔いに行って謝礼を求め寺僧と争いを起こす等不当の行いがあった。徐延翰が馬寅を収監したのは正当な行為であって、その一〇日余りの後、彼は病気で亡くなったことが明らかになった。寶光爾が云うように馬寅は故意の取調べの傷が原因で亡くなったのではなかった。皇帝はこの件に対して、寶光爾の言い分は「是其袒護劣衿。偏執己見。不自知其言之狂妄若此」（これは不良生員を庇い、自分の意見に固執してその言分の出鱈目なのを知らないのだ）と決め付けている。

第二は平陽県知県黄梅が母の喪に当り劇を上演した件について、寶光爾は「平陽県黄梅。母喪演戯。係闔邑生童所言」と述べるに止まった。

第三は平陽県の虧空についてである。寶光爾は以下のように述べた。

平陽虧空。自黄梅始。該県以虧空之多。挟制上官。久拠美缺。縦令伊子借名派索濫用。而抗不彌補。且指阿桂等。於議処虧空各員。未将黄梅従重弁理。

平陽県の虧空は黄梅から始まった。彼は当県の虧空が多額なことを以て上司を脅し（虧空に対して監督責任を問われるということか）、長く美缺（実入りの良いポスト）に留まって、自分の息子に虧空の補填を名目にして縦に税銀を割り当てて濫用させ、しかも虧空の補填をしなかった。その上阿桂等は虧空を出した各知県を議処（懲戒）するに当たり、黄梅を重く処置しなかったと阿桂等を批難した。更にまた海成の報告に対しては「海成為地方官所朦」（海成は地方官に誤魔化されている）と批判したが、それに止まらず彼は自身が直接平陽県へ赴いて調査することを主張した。

こうした寶光鼐の反論に対し、皇帝は、

浙省虧空一案。業経阿桂等査弁完結。将乾隆四十三年以後歴任各員。擬以革職。暫行留任。按照在任日月分賠。勒限一年不完。照虚出通関律治罪。黄梅之罪。亦与他州県相仿。若独予従重。不特撫以服其心。天下有此弁事之法乎。

浙江省の銭糧虧空の件は既に阿桂等が調査、処置し完了している。乾隆四三年以後の歴任の官員は、免職を予定しているが暫時留任させ、在任の期間によって（虧空額を）賠償させ、一年限定で賠償を完了できなければ、虚出通関律に基づいて処罰することにしている。黄梅の罪も他州県と同様にすべきで、彼にだけ過重な罰を与えるなら、彼を心服させることが出来ないのみならず、国家にこの様な処罰の法が有ってよいものかと寶光鼐をたしなめた。また彼が直接平陽県へ出向くことについては、

今伊竟自親赴平陽県訪查。如果能查明。自当另弁。若至生事。陵夷地方官。是伊自取咎耳。

今彼は直接平陽県へ赴いて調査しようとしているが、もし事態を適切に調査解明することが出来れば、当然別の処置を取ることが可能である。しかし若し問題を起こすことになり、地方官を虐げることになれば、彼は自身で咎めを取ることになると戒めた。しかし竇光鼐はなおその態度を改めようとはしなかった。結局乾隆帝は彼に対して次のような処置を取らざるを得なくなった。

今竇光鼐固執己見。嘵嘵不休者。以為尽職乎。以為効忠乎。且竇光鼐身任学政。校士是其専責。現当賓興大典。多士守候録科。平陽去省。往返二千余里。該学政必欲親往訪查。而置分内之事於不弁。殊属軽重失当。・・・竇光鼐著交部議処。

今竇光鼐は己が意見に固執し、悲鳴のような声を上げて止めないのは、職務を尽くしていると思っているのであろうか。忠節を尽くしていると思っているのであろうか。且竇光鼐は学政の任に在り、地方試験を行うことが専任の職務となっている。今は重要な科挙試（郷試）の時期に当り、多数の受験生が合格発表を待っている。平陽は省都からの距離が往復二千余里にもなる。当学政がどうしても自身調査に出向き、職務内の事を処理しないままにしておくのは、特に軽重を誤ったことになる。・・・竇光鼐は吏部に申し付けて懲戒処分させる、ということになった。竇光鼐は自身の意見に固執するあまり、多くの地方官にも害を及ぼしかねず、更には自身の最も重要な職務である科挙試おもないがしろにするような態度を押し通そうとしているとして、乾隆帝は懲戒処分を命ぜざるをえなくなったのである。

しかし事態はこれで収まらなかった。竇光鼐自身が平陽へ出向き調査を実行しようとしていることについて、皇帝は別に巡撫伊齢阿（この時彼は新たに巡撫に任命されていた）に秘密裡に平陽へ行きこうした事態を調査するように

命じた（「密行留心訪察」）(9)。この時の伊齢阿の報告が「史料二七」であるが矢張り行書の文なので、同文の『宮中檔』乾隆五一年閏七月初一〇日の文に拠る。

查得。拠温処道張裕穀。署永嘉県知県程嘉纘。先後稟報。寶光爾於未到平陽之先。即潜差人赴平陽一帯。招集生童。呈控地方事件。於閏七月初一日。行抵平陽。掛牌放告。並諭教官。伝集生員等。斉詣明倫堂。・・・是日寶光爾親詣明倫堂。将地方官概行叱退。祇令生監参見。・・随詢以黄梅在任款蹟。生監等皆答云不知。寶光爾即発怒咆哮。並以斥革究処之言恐嚇。令生監等呈控。彼時並無首告之人。初二日。復到明倫堂。另択新進生員。向其恐嚇。・汝等若不肯言。必加重処。維時諸生中有口禀者数人。寶光爾復佯作耳聾。令其繕写。以為親供張本。・・又於初三四日。鎖拿該県書役人等。用刑恐嚇。

温処道道員張裕穀、署永嘉県知県程嘉纘が前後して知らせてきた所では、寶光爾は平陽に到着する以前に、密かに別人を平陽一帯に差し向け、生員、童生を招集して地方の事件を訴えさせた。閏七月一日には（自身が）平陽に至り、各所に書き札を掛けて訴え、また県学の教官達に命じて生員等を皆明倫堂へ集合させた。・・この日に、寶光爾自身が明倫堂に至り、地方官達を皆退去させ、ただ生員、監生達だけを会いに来させた。・・そして黄梅在任中の事績を尋ねた。生員、監生達が皆知らないと返答した所、寶光爾はいきなり怒って怒鳴り立てるとともに、生員・監生の資格を取り止め処分すると云って脅し、彼等に訴え出るようにさせた。しかしその時には訴え出る者はいなかった。二日に（寶光爾は）再び明倫堂に至って、別に新たに合格した生員を選び出し、脅迫した。・・お前達が若しどうしても云おうとしないならば必ず重く処罰すると。その時諸生の中の数人が口頭で申し立てた。すると寶光爾は耳が聞こえないと詐り、その生員達に（事柄を）紙に書かせ自身の供述とさせた。・・・また三、四日には、当県の書役人達

を捕えて鎖に繋ぎ、刑具を使って脅迫した。

この伊齢阿の報告は平陽県に於ける寶光爾の行動を具体的に述べたもので、寶光爾は学政の地位を利用して平陽県の生員、監生達を脅迫し、黄梅在任中の悪行を明らかにしようとしたものであって到底信用できない。また生員達が訴え出るのを県の書役達が妨害しないように彼等を鎖に繋ぎ止めるようなことまでしたと述べている。

皇帝はこの伊齢阿の報告に接し、寶光爾に対し更に明確な処分を下さざるを得なくなった。『実録』巻一二六一、乾隆五一年閏七月己丑の条には次のように述べられている。

寶光爾執意妄行。竟欲以生監等筆拠為験。是其挙動乖張瞀乱。朕亦不能為之曲庇矣。・・・乃於浙省一案。執弁不休。無故陥人於忤逆。名節有虧之事。今復招集生監。逼令指実。而置目前録科之事不弁。・・幾誤場期。如此。若再姑容。則何以為曠玩生事者戒。寶光爾著照部議革職。

寶光爾は意地を張って妄りに行動し、生監達の書いた物を証拠としようとした。その挙動は人の道から外れ乱れたもので、朕は曲げてこれを庇うようなことは出来ない。・・・（寶光爾は）浙江省の案件について、執拗に（自己流に）処理しようとして理由もなく人を反抗の道に陥れ、（自身の）名節に虧ける所が有った。ところが今また生監達を呼び集め強制的に証拠を出させようとし、しかも目前の郷試の実施を遅らせ、殆ど試験の期日を違わさせるようなことをした。こうしたことなのに再度（彼を）許したならば、如何して職務を疎んじ問題を起こす者の戒めとすることができようか。寶光爾は吏部の見解により革職（免職）とする。

乾隆帝は、寶光爾について同文中に於いて、彼は学問には優れているのに未だ昇進できないのは「即因其性情偏執。遇事輒挟私見」と云い、彼の性格の偏狭さを認めていた。寶光爾は頑固に自身の見聞にこだわり、その意見を押し通

そうとして免職の処分を受けることになったのである。しかしこの後に続いた伊齢阿の報告は寶光爾の立場を更に悪くした。その報告は「史料二八」であるが、矢張り行書の文であり、かなり長文なので『実録』巻一二六一、乾隆五一年閏七月乙未の条により要点をのみを述べることにする。

拠伊齢阿奏。寶光爾在平陽城隍廟。多備刑具。伝集該県書吏。追究原任知県黄梅款蹟。生監平民人等。一概命坐。千百成群。紛紛嘈雑。及由平陽回省。携帯多人。坐船由渓河昼夜行走。以致水手落河淹斃。抵省時。称黄梅款蹟。不是丁憂演戯。乃另有呈控之案。嘵嘵執弁。

伊齢阿の上奏に拠れば、寶光爾は平陽県の城隍廟に多数の刑具を用意して、当県の書吏を呼び集め、原任知県の黄梅の事績を追究した。（その時集まって来た）生監や一般人に座るように命じた。大勢の人が群がって集まり騒ぎ立てた。また平陽から省都に戻るのに、多数の人を引き連れ船に乗って渓や河を昼夜航行したので、船頭が河に落ちて水死した。省庁に到着すると、彼は黄梅の事績は服喪中に演戯（丁憂演戯）したことではなくて、別に申し立てるべき件が有ると喧しく云い立てたという。

寶光爾の偏執狂的態度について、伊齢阿の二度にわたる報告を受けた乾隆帝は次のような処分を取らざるを得なくなった。

看来。寶光爾竟係病瘋。是以挙動顛狂若此。伊於黄梅丁憂演戯一節。始則誤聴人言。・今赴平陽訪査。此事属虚。復言黄梅任内。另有別項款蹟。以実其説。如此乖張瞀乱。不但有乖大臣之体。且恐煽惑人心。致啓生監平民人等。訐告官長。效尤滋事之風。不可不厳行懲儆。僅予革職。不足蔽辜。寶光爾著拏交刑部治罪。

見るに、寶光爾は狂気を患ってしまったようだ。それでこのように挙動が動顛しているのだ。彼は黄梅の丁憂演戯

の件では、始は誤って他人の云う事を聞き入れてしまった。・・今回平陽へ赴き調査してその事が事実でないと分かると、再度、黄梅在任中の件では別の事績が有ると云い立て、自説を事実にしようとしている。この様な態度は人の道から外れ道理を乱すものであり、大臣に相応しい態度に乖るのみならず、その上人心を煽り立てて、生員、監生や一般人が役人に対して騒ぎ立てる態度を助長することになりかねない。これを見習って騒ぎを起こす様な風潮は厳しく戒めない訳にはいかない。ただ免職に処するだけではその罪を償うに足りない。寶光鼐は命じて逮捕し刑部に引き渡して処罰させよ。

結局、寶光鼐は自身の見解を頑固に押し通そうとした態度を狂気の沙汰と見なされたのみならず、生員や民衆が役人に対して反抗する気風を助長するような態度を取ったとして刑部において処罰されることになったのである。

しかし彼はこの間にも怯むことなく平陽県に於いて自身が調取した事実について上奏するとともに、入手した証拠品を皇帝の下へ送っていた。その報告文が「史料三一」であり、寶光鼐は冒頭に於いて平陽の監生・生員等が前任知県黄梅の「種種派累」の事実について上申書（呈状）を差し出そうとしたが、温州府知府が差役に命じてそれを阻止させたという事実を述べている。それに次いで、

臣於閏七月初一二三四等日。赴県学明倫堂。当有捐職布政使理問呉栄烈等紳士民人数百人。陸続呈送。五十年派捐田単二千余張。供称。黄知県以彌補虧空為名。計畝派捐。毎田一畝。捐大銭五十文。毎戸給官印田単一張。与徴収銭糧無異。

私が閏七月一、二、三、四日に、県学の明倫堂に赴くと、捐納の布政使理問呉栄烈等紳士や民衆数百人が集まっていて、続々と五〇年に割当てられた寄付金の土地証文二〇〇〇余枚を差し出した。そして云うのには、黄知県は虧空

の補填を名目として、田土数を計って寄付金を割り当てた。それは土地一畝毎に大銭五〇文で、各戸に官印を押した土地証文を配布した。それは銭糧の徴収と同様の状態であったと。

ここでは寶光彌が明倫堂に於いて行った事柄のみならず、前任知県の黄梅が虧空補填を目的として寄付金を各戸に割り当てた事実が具体的に述べられている。さらにこれに続けて、

復拠呉栄烈等九人。呈送四十七年借票九張。共計大銭二千一百千。供称。四十四年。曽勧捐一次。四十七年。復行勧捐。将所捐銭数。各虚立借票。又拠監生伍堯庚等称。四十四年。勧捐一次。四十七年。復行勧捐請洒。不到者即著図差勒捐。銭自一百余千至三五千不等。

また呉栄烈等九人は四七年の借用証書九枚を差し出した。その合計は借金大銭二一〇〇千（貫）であった。そして云う所では、四四年に一度寄付金を募った。四七年にもまた寄付を募り、寄付金の額によって各々借用証書を渡した。また監生伍堯庚等の云う所では、四四年に一度寄付を募り、四七年にも再度寄付を募った。応じない者は直ぐに図差に命じて強制的に寄付させた。その額は銭一〇〇余貫から三貫、五貫程であった。

ここでは四四年、四七年の二度にわたって行われた寄付金割り当ての状況が述べられている。ただ寄付金を割り当てるのに田土数を基準にしたかどうか等の事は分からない。寶光彌はまた別の事実についても述べている。

再査。平陽県倉貯穀。応四万七千一百余石。而倉内実無貯穀。臣詢拠赴控人等僉供称。乾隆四十三年前。倉穀従無虧空。自黄梅到任後。任意糶売。遂成空倉。毎歳採買倉穀。並不給価。只差胥役下郷。先付花戸小票一張。号曰飛頭。或付穀領一紙。填明石数。将領先行送官繳銭。後発還票内所開価銀。乃用以収銭。・・・臣査各供。所繳銭文。毎石五百六百至七百不等。名為採買倉穀。実則勒捐銭文。是該員借彌補而勒捐。既勒捐。仍不彌補。直

借彌補為肥己之計。涖任八年。所侵呑部定穀価。与勒捐之銭。計贓不下二十余万。経上官勒限催追。仍悍然不顧。更に調べた所、平陽県倉に貯蓄されるべき米穀は四万七一〇〇余石であるはずなのに、倉内には全く貯穀が無かった。私は訴えにやって来た人達に尋ねた所、皆云うのには、乾隆四三年以前には倉庫の穀物が不足していることは全く無かった。黄梅の着任後、彼が勝手に穀物を売り出し、遂に空倉になってしまった。毎歳倉穀を買取ったが、その価格を支払わなかった。ただ胥吏達を農村へ派遣して先に「飛頭」という紙の札を各農家に配布するか、穀数を記入した札を配布した。それは先に官に（石数に相当する）銭を納め、後にその札に記された代価の銀を返すということであった。それによって銭を納めさせた。・・・私は各人の云う所を調べたが、収めた銭は毎石五〇〇文、六〇〇文から七〇〇文であった。名目は倉穀を買い上げると云う事であるが、実際は銭を強制的に寄付させることである。これは当該官が（欠損の倉穀を）補填することを名目にして寄付を強制し、強制的に寄付させた後、なお補填しなかった。これこそ補填を名目に私腹を肥やす計画である。（黄梅は）知県の任にある事八年、この間に横領した規定の穀物価格と強制寄付の銭高は、合計二〇余万両を下らない。上官が期限を切って欠損額の返還を求めても彼は強硬に知らぬ顔をしていた。

寶光鼐はまた、黄梅が平陽県の倉穀の虧空補填のために実施した別途の強制寄付の方法についても具体的に述べたのである。更にこれらに続けて、伊齢阿の命を受けた海成が平陽県へ赴き実情調査を行った際の事実も報告された。それによると、

至海成放告時。監生倪若藻具呈待控。被県役奪呈。送府発学。管押其具結。監生邱雲彩等二十五人供称。該府同海成伝生員孔傳人問話。該生供吐実情。該府斥其無拠。発学管押。該学為告痰症免押。飭写並無勒派甘結。監生

邱雲彩、生員陳廷瑞等十三人。老民一人。遂不敢異詞。其甘結多令礼房学書代写。又童生陳金鑑等六人。並未到案。亦為捏写甘結。・・・種種情事。皆該府范思敬装飾。以欺海成。

海成が告知した時、監生の倪若藻が申立書を用意して待っていたが、県の胥吏にその書を奪われ、（身柄は）府に送られ県学に護送され、申し立てるのを押し止められた。監生邱雲彩等二五人が云う所では、当該の知府が海成と共に生員孔傅人を拘引し物事を尋ねた。当生員は事実を述べたが、当知府はそれには証拠が無いとして斥け、県学に護送され拘留された。当学生は痰症（喘息?）を患っていると告げたので拘留は免じられたが、強制割当ては無かったという証文を書かされた。監生邱雲彩、生員陳廷瑞等一三人、老民一人は敢えて異議を申し立てなかった。彼等の証文は礼房の学書（書吏?）に代書させたのである。また童生の陳金鑑等六人は呼出しに応じなかったので、その証文を勝手に書かれた。・・・これら種々の事実は皆当府の范思敬が作り上げて海成を欺いたものである。

既述のように寶光爾は、海成は地方官に誤魔化されたと主張していたが、その事実をここで具体的に述べたのである。

四、事態の新たな展開

以上のように寶光爾は詳細な反論の上奏を行うと同時に、収集した証拠物品の一部、田単・借票・飛頭等を皇帝の下へ送り届けたのであった。それを受取った皇帝は新たな決定を降すことになった。『実録』巻一二六一、乾隆五一年閏七月戊戌の条には、

今観寶光爾所奏。又似黄梅実有勒派侵漁之事。且有田単、印票、借票、収帖各紙。確鑿可拠。豈可以人廃言。・・・

若朕惟阿桂、曹文埴、伊齢阿之言是聴。而置此疑案。不明白弁理。不但不足以服寶光鼐之心。且浙省現値郷試。生監雲集。衆口藉藉。将何以服天下輿論。此事関係重大。不可不徹底根究。以服衆懲貪。

今寶光鼐の上奏を見た所、黄梅が強制的に寄付を割当てそれを着服したのは事実であるようだ。その上田単・印票・借票・収帖（飛頭に当る物か）等の究明のための確実な証拠が出た。如何して人柄によってその言辞を無視することが出来ようか。・・・若し朕がただ阿桂、曹文埴、伊齢阿の言のみを聴き入れて、この疑獄事件を明確に処理しないままにするならば、ただに寶光鼐を心服させることが出来ないだけではない。今は浙江省の郷試の時期に当っており、生員・監生が多数集まってきており皆が色んなことを云い立てているのに、如何して天下の輿論を納得させることが出来ようか。この事件は関係する所が重大であるから、徹底的に究明し衆心を納得させ貪欲者を懲らしめない訳にはゆかない。

と述べられ、寶光鼐は偏執狂的な人柄であるが、確かな証拠が有る以上、彼の言辞は聴かなくてはならず、阿桂等欽差大臣達の言い分のみに頼ることは出来ないということになった。そこで帝は、任務を終えて帰途に就いているであろう阿桂に再度命令を降して浙江へ戻らせ、この事件の究明に当らせることにした。刑部による処罰が決定していた寶光鼐も浙江へ戻らせ再度の取調べを受けさせることにした。その上、江蘇巡撫の閔鶚元を捜査官に加え阿桂に協力させることにしたのである（『実録』同条）。更に乾隆帝は次のようにも述べている（『実録』同条の後文）。

寶光鼐進呈者。不過毎様各検一紙。其留浙省者甚多。以此観之。則伊齢阿不免為属員所欺矣。・・伊齢阿尚可。朕与阿桂。可受其欺乎。必応審明。

寶光鼐が進呈したのはそれぞれの検査のための一枚に過ぎない。浙江省に留め置かれている者は相当多数であろう。

そういうことから考えれば、伊齢阿は属官達に欺かれたことになる。・・伊齢阿のみならまだよい、朕と阿桂とが彼等の欺きを受けることなど出来ようか。必ず事実を明白にしなければならない。

以上のように寶光鼐の具体的な反論の上奏のみならず、証拠品としての田単・印票・収帖等が上呈された以上、乾隆帝としても寶光鼐の主張を無視できなくなったのである。そこで阿桂、閔鶚元に命じ再度平陽県における黄梅の事績を調査させることにした。

しかしこのような事態になれば、阿桂等欽差大臣達の調査や、伊齢阿、海成達の報告は如何なる意味を持つことになるのであろうか。皇帝は寶光鼐の上奏文と証拠品とを詳細に調べ、軍機大臣にも閲覧させた。『実録』巻一二六一、乾隆五一年閏七月戊戌の条には次のように述べられている。

（寶光鼐）摺内称。黄梅採買倉穀。並不給価。止将此項印票等紙。為設法収銭之具。或尚推寶光鼐招告所得。其間虚実未定。猶可抵賴。至向戸民按畝派捐銭五十文。公然写給印票。又借部民呉栄烈等銭文。於借票上用貽穀堂図記。倶係証拠鑿鑿者。若謂該戸民等捏造字帖。希図訐告。止可捏造字跡。豈図記亦能捏造乎。即此二款。黄梅断無従抵賴。而寶光鼐今日之奏。不得謂之欲実其事。妄誣人矣。

（寶光鼐の）奏文に云う所では、黄梅が倉穀を買上げるのに、穀価を支給せずただこの項目の印票等の紙札を配布して銭を収集する手段としたと。或はこれはなお寶光鼐が申立てさせた結果だと推測すれば、その虚実は定めがたく言い逃れすることも出来よう。しかし各戸民に対してその所有田土数により寄付銭五〇文を割当て、公然と公印の紙票を配布したり、更にまた部民の呉栄烈等から銭を借り、その借用証文に貽穀堂の印章を使用する等、共に明確な証拠である。若しその戸民等が紙札を捏造して（黄梅の）悪事を暴き立てようと図っても、筆跡は捏造することができ

るとしても、如何して印章までも捏造することが出来ようか。この二項は、黄梅断じて言い逃れはできないし、しかも寶光爾の今日の上奏は自分の言い分を事実とし、妄りに人を誣いるものと云うことはできない。

乾隆帝は、伊齢阿が二度に亘り寶光爾を参奏したこと、即ち寶光爾が平陽県の明倫堂に生員・監生等を呼び集め、脅迫して黄梅の悪事を記した証文を提出させた等の事を強く意識し、それでも寶光爾の呈出した証拠の妥当性は動かし難いものと認めたのである。乾隆帝は別の条でも次のように述べている。『実録』巻一二六一、乾隆五一年閏七月庚子、

朕反覆閲看。黄梅劣款。看来竟係属実。並非寶光爾架詞処捏。而前此之再三奏弁。不得謂之風聞誣陥矣。如黄梅各款。全係子虚。則前日寶光爾随摺進呈之田単、領借等紙。尚可云出自寶光爾捏造。然捏造字跡。容或有之。至於印信圖書。豈能捏造。即或描画一二紙。亦断不能造至二千余張之多。且字帖内倶有業戸花名排号。寶光爾豈能逐戸問之。而偽為填写。又豈招告勒供之所能捏造乎。

朕は反復して閲覧したが、黄梅の各悪業は結局事実と云える。決して寶光爾が言葉を繕って捏造したものではない。これより前の再三の申立ても、風聞によって人を陥れようとしたものと云うことは出来ない。若し黄梅に関わる各項が全て嘘だとすれば、前日、寶光爾が上奏文に付けて上呈して来た田単・借領証文等の紙は、やはり寶光爾の捏造によるものと云うことが出来よう。だが筆跡の捏造は或は有り得るかもしれないが、官印・図記に至っては如何して捏造することが出来ようか。たとい或は一枚、二枚に描くことが出来ても、二千余枚もの多くに描くことは断じて不可能だ。その上、紙札には農民各戸の名前や戸番が記されている。寶光爾は如何して戸ごとにそれを尋ね回り、誤魔化して填写することが出来ようか。更にまた如何して無理矢理に申立てさせて捏造することが出来ようか。

寶光爾は再三にわたり自説を主張したのは誣いて人を陥れようとしたのでもないし、彼が呈出した証拠もその捏造

に係るものではないと皇帝も認めたのであった。とすれば阿桂等欽差大臣達の報告は如何なる意味を持つのであろうか。皇帝は次のように彼等を庇い立てせざるを得なくなった。『実録』巻一二六一、乾隆五一年閏七月戊戌の条には以下のように述べられている。

今拠奏到。黄梅贓款確鑿。則是阿桂等前此在彼査審時。竟為地方官瞞過。然朕知阿桂必非有心為黄梅開脱。不但阿桂無此心。伊齢阿甫任巡撫。亦無所用其廻護。想亦為地方官所蒙蔽。即派往訪査之司員海成。・祇以地方事件。猝往査弁。不能得其底裏。而知府范思敬。為之詭詞遮飾。海成即堕其術中。

今上奏によれば、黄梅の横領の各項は明確である。とすれば阿桂等がこの前平陽に於いて取調べを行った時は結局地方官に騙されたのである。しかし朕は阿桂に必ず黄梅を罪から逃れさせてやろうという気持ちが有ったのではないことを知っている。ただ阿桂にその心が無かっただけでなく、伊齢阿も初めて巡撫に任じられたので、またその庇護を加えようとしたこともないし、地方官のために誤魔化されたものと思われる。また取調べに派遣された司員（戸部員外郎）の海成は・・ただ一地方事件で俄かに取調べに派遣されたのでその内情をよく知ることもできず、（温州府）知府の范思敬のためにいい加減な言葉で誤魔化されたので、海成はその術に陥ってしまったのである。

乾隆帝は一時は阿桂や伊齢阿、海成の言辞を信用し、寶光鼐を処罰するまでに至ったのであったから、ここでまた態度を一変して一方的に彼等を批難することもできず、地方官を悪者にして彼等を庇い、他方で寶光鼐の態度を評価せざるを得なくなった。『実録』同条の後文では、

黄梅如果贓款属実。従前歴任督撫。因循不弁。及阿桂等前此審弁時。又為地方官所欺。幾至呑舟漏網。而寶光鼐執弁不撓。独能列款入奏。雖其挙動乖張。固有応得之咎。而始終不肯付和。亦属人之所難。如果所奏不誣。朕尚

欲加恩原宥。

と述べられており、黄梅はその横領の各項が事実であったならば、前からの歴任の督撫はいい加減にしか対処しなかったことになる。それに阿桂等がこの前に取調べを行った時は、地方官に騙されてしまい、（黄梅は）まるで大量の物を取り込みながら法網を逃れるような事になりそうであった。しかし寶光鼐は取調べを止めず、ただ一人項目を並べて上奏した。その挙動は捻くれていて当然相応の咎めを受けなければならなかったが、しかも終始（皆に）迎合しようとしなかったのは、人として難しいことであった。もし上奏した結果が偽りでなければ朕は特別の思し召しで彼の罪を許そうと思う。

寶光鼐は偏執狂的な頑固さで阿桂や伊齢阿等の意見に従わず、執拗に反論の上奏を繰り返したことが事実の究明に繋がったことを皇帝は認め、彼の罪を許すことになった。皇帝は阿桂に対し、彼が杭州へ戻る途次、寶光鼐に遇えば直ちに逮捕を許し、刑具を撤去して共に戻ることを命じた（『実録』巻一二六二、乾隆五一年八月辛丑朔）。

五、阿桂等による再調査

以上のような経緯を経て寶光鼐は罪を許され、一方、阿桂、閔鶚元等による再調査が実施されることになった。その最初の報告は「史料六二」で、「臣阿桂、臣閔鶚元跪奏。為審訊大概情形。遵旨先行迅速具奏事」と題されている。ただ相当の長文なので要点のみを述べたい。

臣等当即帯同寶光鼐。将黄梅及案内現有人証。厳加審訊内。如黄梅用貽穀堂図書。向部民呉栄烈等借用銭文未完

一款。業拠黄梅与伊子黄嘉図。供認属実。

阿桂等が寶光寿と共に黄梅及びこの事件に関係している証人達を訊問した事の中で、黄梅が部民の呉栄烈等から銭を借用しながらまだ返さず、その証文に貽穀堂の印章を使用した一項は、黄梅と彼の子の黄嘉図が事実と認めた。次いで

又写給印票。向戸民按畝派捐銭五十文一款。・・訊拠随同寶光寿来省之呉栄烈等供称。均係按畝交過銭五十文。核計呈出田単。無論銭数已註未註。統共収銭一千九百余千文。其票実係黄梅発給。並非寶光寿憑空捏造。

また印票を配布して、各戸民に対し所有田畝数によって一畝につき銭五〇文を寄付させたという一項については、：

寶光寿に従って省庁までやって来た呉栄烈等を訊問した所、皆田畝数によって銭五〇文を渡したと云っている。提出された田単を詳しく調べると、銭数の記入済と未記入とを問わず、全体で銭一九〇〇余千文を徴収している。その印票は実際黄梅が配布したので、決して寶光寿が架空に捏造したものではない。

以上のように黄梅が虧空補填を名目として農民達に所有田畝数を基に寄付金を課していたこと、また部民呉栄烈等から借金をし、まだ未返還であることが、寶光寿の主張通り事実であると認められたのである。黄梅もこの二項が事実であることを認めたので、乾隆帝は上記二項に基づいて彼を罷免し、逮捕訊問させることにした。更に

至該府（温州府知府）范思敬。於所属知県黄梅。如此貪婪骫法。並不早行揭参。顕有詢庇情事。・・・著解任。一併質審。

ということで、上司である知府范思敬も黄梅の違法を知りながら早く告発しなかったのは彼を庇おうとしたからであるとして解任し、共に取調べを受けさせることにした（『実録』巻一二六三、乾隆五一年八月丁卯）。

阿桂等はこの後、更に取調べの包括的な報告を行った。それが「史料七四」である。此れも長文なので要点のみを整理して述べたい。阿桂等は上記の二項について述べた後、以下の事実を報告している。

五十年二月。又借清査田畝為名。一面具稟。一面設局。造立田単。諭令書差等。於戸民領単時。毎畝交銭五十文。以為紙筆飯食等費。余剰銭文便於自己侵用。・・・統計発過田単二千九百余張。計田六万七千三百余畝。共収過銭二千一百余千文。除開銷飯食紙張各費外。剰銭一千四百余千文。黄梅収進侵用。

（乾隆）五〇年二月に田畝調査を名目にして局を設け田単を書役等に配布させた。その時農民各戸から一畝につき銭五〇文を出させ紙筆や食事費とした。余った銭は自分が着服した。・・・総計すると発行した田単は二九〇〇余枚、田土は六万七三〇〇余畝であり、領収した銭は二一〇〇余千文であった。食事費や紙代に使用した外、余った銭一四〇〇余千文は黄梅が着服した。次いでは常平倉穀について、

該県採買部価。毎石向給銀五銭五分。各花戸自行買穀交倉。黄梅因官価不敷。採買時。令花戸毎石貼銭四五百文不等。名為朋貼銭。黄梅歴年採買。倶曽収過此項銭文。並未買足官穀。・・・此項朋貼銭文。明係黄梅借採買為名。科斂入己。・・・即以黄梅歴年虚買穀数核算。所得朋貼銭数。計共有一万二千余千文。

当県の常平倉の穀物買入れ価格は、毎石銀五銭五分を支給し、各農家が各自穀物を買って倉へ納めていた。黄梅はその官価が不足していたので（穀物の）買入れ時、各農家に毎石銭四、五〇〇文を付け足して収めさせ、それを朋貼銭と名付けていた。黄梅は例年買入れを行いこの名目の銭を収得していたが、全く倉穀を充足させた事は無かった。・・・この朋貼銭は明らかに黄梅が（穀物）買入れを名目にして（各戸に）強制割付して自分が取り込んだのである。・・・即ち黄梅が例年架空に買入れた穀物額を以て計算すると、その収得した朋貼銭は総計一万二〇〇〇余千文になる。

上述の各項の外に、黄梅は県学の廩生餼糧や恩賞老民銀両等をも着服していたと、寶光爾から訴えられていた。しかしこれらは黄梅が母親の死亡で離任した後処理された事で、彼がこれ等の銀両を着服したことはなかったことが明白にされた。

以上屡述したが、寶光爾の主張については結局次のように結論付けられた。『実録』巻一二六五、乾隆五一年九月丁亥の条には

茲拠阿桂等将黄梅在任婪索各款。厳切審訊。黄梅勒借呉栄烈等銭二千一百千文。侵用田単公費銭。暨朋貼採買銭一万四千余千文。而於原報虧缺穀価。僅彌補四千余両。仍未依限補足。是寶光爾所奏。惟黄梅匿喪演戯。及侵用廩生餼糧。並短発老民銀両。三款属虚。其余三款。已為確実。是伊従前冒昧固執之咎。尚属可寛。

ここに阿桂等が黄梅在任中に犯した貪婪な索取の各項について厳格に取調べ訊問した結果として、黄梅が呉栄烈等から銭二一〇〇貫文を無理に借りたこと。田単公費銭、及び（穀物）買取りの際の朋貼銭、一万四〇〇〇余貫文を着服し、しかも原に報告されていた欠損のままの穀物価格については僅かに四〇〇〇余両を補填しただけで、未だ期限に従って補足されていない。これは寶光爾が上奏した所の、黄梅が親の喪を隠して演戯した事、及び廩生餼糧を着服、老民銀両の支払いを値切ったという三項は事実でないが、その他の三項は確実な事となった。こうなれば彼の以前からの我儘で頑固な態度の咎も許されて好いであろう。

結局、阿桂等の再度の取調べを基に、乾隆帝は最終的に寶光爾の罪を許し、彼を光祿寺卿に任じ直ちに上京して職務に当ることを命じた（『実録』巻一二六五、乾隆五一年九月丁亥）。

しかし一方、黄梅の罪状がほぼ明確になって来るや、それまで彼の事績について何等の告発もしなかった彼の上司

達の責任が問われることになるのは当然であった。上記『実録』同条の後文には

至黄梅於乾隆四十三年。調任平陽。在任八年。種種貪黷営私。歴任上司。漫無覚察。実難辞咎。・・・惟福崧在巡撫任。已歴数年。乃於此等劣員。骫法侵貪。並不拠実参奏。豈可復膺封疆之任。

と記され、王亶望、陳輝祖等の後、浙江巡撫となった福崧の責任が問われた。また同時期、布政使の任にあった盛住も所属州県の銭糧の管理に関して責任ある立場にありながら黄梅の虧空に関して何等の処置も講じなかったとして共に免職処分となり、「翎頂」を取り去り、「来京候旨」を命じられた。また寶光鼐の主張に反対した阿桂、曹文埴、姜晟、伊齢阿等も「著交部厳加議処」、即ち吏部に於いて厳しい懲戒処分とすることになった。

寶光鼐の浙江省各州県における倉庫銭糧の虧空の指摘から始まった問題は、倉庫の虧空に関係する事項のみならず、その原因となる上官に対する餽送や、往来の際の供応、家人に対する門包等、当時の地方行政に関わる隠れた重要問題が多面的に俎上にのぼって来るものと思われた。しかし寶光鼐の嘉興・海塩・平陽三県のみで虧空三三万余両に上るという主張が余りに強引に過ぎたために、調査を命じられた曹文埴等欽差大臣達の反感を買い、問題は虧空額の多少に限定されてしまった。しかも同時期に平陽県で知県黄梅の母親の死に当って「匿喪演劇」の問題が起こり、寶光鼐がこれを大きく取り上げ、知県黄梅が母親の死を隠して劇を演じたのは人倫に悖る行為として強く非難すると共に、彼はまた銭糧二〇万両以上の虧空を出していると指弾した。こうしたことから浙江省の抱えていた諸問題は一挙に黄梅の「匿喪演劇」と平陽県の虧空の問題に限定されることになった。しかも黄梅の「匿喪演劇」は寶光鼐の主張が間違いであり、虧空に関しても、寶光鼐は自身の主張を押し通すために郷試の期日を遅らせてまで、平陽県へ出かけ、生員、監生、一般人等を脅迫して黄梅の悪行に関する文書を提出させたということになった。こうした事から寶光鼐

は、一旦は処罰されることになったが、彼が平陽県で収集した黄梅発行の諸文書が彼の不正を示す証拠となり、虧空に関しては、一転して寶光鼐の主張が正しかったことが証明されたのであった。

こうした経緯から考えて、平陽県における黄梅による銭糧の虧空は、寶光鼐によって収集された証拠品の提出が無ければどこまで解明されたか疑わしい。寶光鼐は偏執狂的頑固さをもって学政と云う立場から事実を究明しようとした。しかし巡撫伊齢阿、布政使盛住等は従来通り所属の知府らの報告を基礎とするだけで済まそうとした。また阿桂、曹文埴等の欽差大臣達も地方官達の従来の報告をそのまま信じ、敢えて通例を越えた調査を行おうとはしなかった。それに対しただ一人、現地平陽県にまで赴いて実態を調査しようとしたのが寶光鼐であった。寶光鼐は自身の偏執的な頑固さから仲間官僚から毛嫌いされていたようであったが、それより彼が学政の立場から浙江省各地の虧空を、就中平陽県のそれを黄梅の不正として徹底的に解明しようとした態度、方法が異例である、乃至は当時の浙江における地方政治の常態を破る態度であるとして孤立化させられたのであった。しかし逆に云うならば、寶光鼐のように偏執的に問題に拘り、事実の解明を行おうとしない限り地方の虧空の実態は不明確のままに置かれることが多かったと思われる。それにしても結局寶光鼐が最初に平陽県と並べて指摘した嘉興県・海塩県の虧空や、その他州県の問題、或るいは餽送や供応等の地方における重要問題はそのまま残されてしまったのであった。他方で地方における上官と属僚達の馴れ合い、所謂「外省官官相護。通同一気」という状況は一層強まっていたことが窺える。

六、黄梅の罪状

それでは黄梅の罪状は結局如何なるものであったのだろうか。寶光爾は既述のように、黄梅の横領は銀二〇万両を下らないと主張し、横領の手段として彼の発行したという田単・印票・収帖等を証拠物として収集、呈出したのであった。しかし阿桂等の最終的な報告はそれとは違っていた。「史料七四」が阿桂、閔鶚元に由る報告であるが、それによれば、

> 查。黄梅身為知県。従前虧缺穀価。至二万一千余両之多。其罪已無可逭。・・・乃黄梅輒敢借彌補為名。勒借呉栄烈等銭二千一百千文。又侵用田単公費銭。暨朋貼採買銭一万四千余千文。得受多賄。於原報虧缺穀価。僅彌補過四千余両。仍未依限補足。明係藉詞葵索入己。

と述べられており、黄梅は知県として穀価銀二万一〇〇〇余両の欠損を出した。所がその補填を名目として呉栄烈等から銭二一〇〇貫を強制的に借り、更に田単公費銭、及び採買朋貼銭一万四〇〇〇余貫を着服した。従前報告された欠損の穀価については、僅かに四〇〇〇余両が補填されただけであり、期限付きでの補足は行われていないので、明らかに補填を名目にして搾取し横領したことになる、ということになった。黄梅が呉栄烈等から銭を借りたこと、田単の公費銭や朋貼銭については上述したが、これら様々な手段により黄梅は二〇万両以上の銀を横領したと寶光爾は主張したのであったが、その主張は結局認められなかったのである。寶光爾は欽差大臣や浙江の地方官達の反対にあいながら、ただ一人黄梅の巨額横領を主張し、その証拠物として田単、印票や朋貼銭等の存在を明らかにした事ま

では正しかったのであるが、黄梅の横領額二〇万両以上と云う点では彼もまた事実を誤認していたことになる。そして最終的には黄梅の罪状は次のように結論付けられた。

応即照侵盗銭糧入己数。在一千両以上者。擬斬監候例。擬斬監候。查該犯借彌補。恣其派累。復敢私侵入己。殊出情理之外。応請旨即行正法。

銭糧横領額一〇〇〇両以上の者は擬斬監候に処すという例に従い、黄梅は擬斬監候に処すべきであるが、彼は彌補を名目に種々の銭の不法割当てを行い人民を苦しめ、それを横領して自腹を肥やした事は全く道理に外れた行いである。仰せを受けて直ちに死刑に処すべきであるということになった。この阿桂等の審議を基に軍機大臣の同意を得て黄梅は任地に於いて処刑された（「史料八九」）。

一方、黄梅の罪状が固まって来ると同時に、彼の任地及び原籍地に於ける財産の取調べ、差押えが実行され、また親族に対する取調べもおこなわれた。任地における取調べを担当したのは阿桂らであり、その報告は「史料七三」である。彼等は黄梅が巨額の横領を行った結果、私財は多大であろうと思っていたが、事実は全く違った。

於（乾隆五十一年）八月二十三日。行抵平陽。密赴黄梅家属寓所。逐細搜查。多係粗重之物。

と述べられており、貴重品は全く存在しなかった。前知県の李大鼎が黄梅の衣裳箱を差押え県庫に保管しているというので、阿桂等が県庫へ赴き調べたが中身は衣服等の物に過ぎず貴重品は無かった。結局彼等は、

查。黄梅久任知県。肆意侵貪。乃現在查出者。俱不過粗重物件。其彌補虧缺銀数。又止有四千余両。是所供寄回原籍銀三千両之処。断不可信。温州係浜海地方。其銀物或由海船運回広東。亦未可定。臣等前已飛咨孫士毅。於洋行内。厳密訪查。

黄梅は長年知県を勤め、縦に横領を行ったのに、今調べ出された物は粗末な物件に過ぎないし、欠損の補填に充てられた銀額も四〇〇〇余両に過ぎない。彼が自供した原籍地へ三〇〇〇両を送り返したということも、全く信用できない。温州は海浜の地域なので銀製品等は海船で広東（彼の本籍は広東省嘉応州）へ返送したかもしれない。私達は既に孫士毅（両広総督）に急報し、外国人と交易する商人に対して厳密に取調べるようにさせたという。

以上のように、黄梅は銭糧等を巨額横領したということで任地、原籍地に於いて厳密な取調べを受けたが、任地に於いてはそれにふさわしい貴重品等は全く発見されなかった。原籍地広東嘉応州に於ける彼の家産の取調べに当ったのは広東巡撫図薩布で、その結果の報告が「史料七五」である。これによれば、黄梅には八人の子供がいたが、第五子は早故し、第七子の監生黄嘉会が家を継いでいた。彼の家計の状況は、

黄嘉会之妻謝氏。并婢女大小六口。悉皆耕作務農。勤苦食力。並無家丁雇工。随将屋内銀銭衣物并房屋田産。逐一査封。有花銀二十三円。銅銭一十六千七百文。金簪一枝。重三銭。銀牌九塊。重一両。銀首飾。共重一七両零二分。

と述べられており、妻謝氏や召使い女も皆耕作に勤め懸命に働いて生活し、雇い人等は全くいない。家内に存在した銀銭等は、花銀(10)二三円、銅銭一六貫七〇〇文、金簪一本、重さ三銭。銀牌九個、重さ一両。銀の首飾り等、計一七両二分で、所蔵されていた銀両、銅銭は少額であり、金銀器も目立つほどの物は殆ど無かった。田地、房屋については

田地十七処。共原契価銀一千零九十四両一銭。査買契十七紙。倶係四十八年以前置買。新房屋一所。大小共七十六間。査係四十六年蓋造。工料地基。共用銀二千四百余両。旧房屋一所。大小共十三間。

と記され、所有田地は一七処存在するが、その面積は記されていない。いずれも四八年以前に購入された物である。

また新房屋も四六年に築造されたもので、土地購入費、建築費合わせて二四〇〇余両の費用であったという。その他絹製品、綿製品も極く一般的なもので、数量も多くはなかった。要するに多額の隠匿金銀や、珍奇の金銀器、宝石類は全く発見されなかったのである。こうしたことについて、家を継いだ黄嘉会は供述書の中で次のように述べている。

父親従前原是赤貧。自三十一年。分発浙江。委署龍游県。補授松陽県。後調補平陽県。逐年寄回銀子。約計共有九千余両。家中逐漸置買田地。共用去銀一千九百余両。

父親は以前は赤貧であった。乾隆三一年に、挙人から試用知県として浙江へ派遣され、一時龍游県知県を勤めた。その後松陽県知県に任用され、その後（四三年）平陽県知県となった。その頃から毎年銀を送って来るようになり、合計約九〇〇〇余両になった。家では漸次田地を購入して、合計銀一九〇〇余両を使用した（図薩布の報告では一〇九四両一銭となっている）。また四六年には旧屋が狭くなったので新たに房屋を築造したという。これは上記の通りである。更に続けて

家中歴年用度。又去銀二千余両。尚存銀二千余両。監生因祖母年老。恐怕父親早晩回家。要銀使用。不敢花銷。把這二千多銀子。易換花銀。想生些利息。就於四十八年三月内。借給族兄黄俊伯。花銀二千円。又於是年六月内。借給族兄黄癸伯。花銀二千円。俱是按月一分起利。・・・自四十九年以後。父親因任所虧缺。並無絲毫銀両寄帰。借出債項。不能討還。家中乏用。只得将従前所置田産。陸続売銀数百両。

家族毎年の費用としてまた銀二〇〇〇余両を使ったが、尚銀二〇〇〇余両が残った。私は祖母が老年であり、父親も早晩家に帰れば使用する銀も必要となろうと考えて消費しなかった。此の二〇〇〇余両の銀を花銀に交換して利息を得たいと思ったので、四八年三月に族兄の黄俊伯に花銀二〇〇〇円を貸した。また是年六月に、族兄の黄癸伯に花

銀二〇〇〇円を貸し、共に毎月一分の利息を取り立てることとした。・・・四九年以後、父親は任所の欠損に因り全く銀両を送って来なくなったので、借りている借金は返還の目途が立たなくなり、家中が貧乏しているので、以前に買った田産は銀数百両で次々に売らねばならなかったという。

黄梅は平陽県知県に任じられて以後四七年頃までは、毎年のように相当額の銀を故郷の息子黄嘉会に送っていたことは確かであった。しかし黄嘉会は四八年頃からは手元に残った銀を族兄等に貸して利息を取り生活の資に当てるようになったらしい。四九年以後は父親からの送金が全く途絶し、それまでに購入した田地は次第に手放した。更に家中の目ぼしい衣類等も質入れして生活の資に当てていたという。要するに黄梅の故郷の生家からも金銀や金銀器、宝石類は全く発見されなかったのである。黄梅の横領額は結局銀二一〇〇〇余両で、その中四〇〇〇余両は補填したので、最終的には一七〇〇〇余両を横領したことになる。この約半額が故郷の黄嘉会に送られたとも解されるが、残額は何に使用されたのかは明らかでない。黄梅の任所に同宿していた長男の黄嘉図が浪費したともいわれるが、その実態は不明である。彼はその罪を問われ新疆に発遣し苦差に当てるという処置を受けることになった。二男の黄嘉猷は捐納府経歴として福建へ分発され長汀県県丞になっていたが、捐納経歴の地位は剥奪されたものの父親の罪状とは関係が無かったとして罪には問われなかった。黄嘉会も監生の資格は奪われ、資産は没収されたが、無罪とされた。

結びにかえて

以上で明らかなように、黄梅が銀二〇万両余を横領したという寶光鼐の主張は事実誤認ではあった。しかし一知県

の横領額として一七〇〇〇余両は相当高額と見なされるから処刑も当然のことであったかもしれない。ただこの事件は、本来は黄梅の罪状を明らかにすることのみで終わるべきもので無かった筈である。寶光鼐の指摘では平陽と並んで嘉興県、海塩県の虧空も問題に上がっていた。その外に仙居、黄巖、青田、金華等の県、浙江省内の各県の虧空やそれに関連する問題、更に上司に対する餽送、往来時の供応、門包等、当時の地方行政に関わる重要問題を寶光鼐は指摘していた。しかしこれらの問題は全て霧消し、黄梅の罪状のみに問題が収斂されてしまった。寶光鼐が黄梅の問題を誇大に主張し過ぎたことがその要因と云えるかもしれない。しかしこれは他の地方官達にとってはむしろ幸いで、全ての罪を黄梅に負わせ、他の重要問題に関する追求の手をうまく擦り抜けることが出来たということになる。それにしても寶光鼐の頑固一徹な追究が無ければ、黄梅の罪状も何処まで具体的に解明されたか疑わしい。黄梅を庇おうとした上司がいたことも事実であったのだから。巡撫以下の地方官達はこぞって虧空等の問題を徹底的に解明することを避けようとした。欽差大臣等も地方官達の主張以上の追究を行おうとはしなかった。そうした中にあってただ一人執拗に問題解明を目指したのは寶光鼐であった。彼は無根の事実を取り上げているとして、一時は解任の罪に問われながらも証拠物の発見に努めたのであった。寶光鼐の努力によりようやく黄梅の罪状も解明されたと云えよう。しかも浙江省の虧空問題は平陽県のみで終わってしまった。乾隆期四〇年代頃から虧空に関する問題は中国各地で顕在化していたようである[1]。しかしこの問題は乾隆時代を終えるまで誰も積極的な解明を行おうとはしなかった。官僚達は「官官相護。上下通同一氣」、気脈を通じあって問題を隠蔽したのであった。

注

（1）『清史稿』巻三二二に伝がある。また『清代七百名人伝』第一編政治、政事に伝がある。

（2）これについては、拙稿「乾隆朝、甘粛捐監冒賑案前後篇」（『明清史研究八、九』）、「閩浙総督陳輝祖案」（『愛大史学』）。

（3）上記注（2）参照のこと。

（4）門包は官僚に付従っている家人・長随達に与えられる心付けであるが、乾隆時代にはこれが高額化し、総督の家人の場合には銀数百両にもなった例がある。また高級官僚が移動する場合には数十人の家人等を伴うのが通例であった。拙稿「清代乾隆朝、官僚の汚職についてI」（『愛大史学』二〇号、二〇一三年）。

（5）『実録』巻一二五四、乾隆五一年五月丙午の条。

（6）乾隆時代の人参の販売、流通については余り良くは分からない。例えば『宮中檔』乾隆四四年六月初二日付けの全徳の上奏には「盛京等三処解到人参。交両淮・長蘆・蘇州・杭州・江寧・粤海等售売・・」と記されている。これは盛京等東北の三地方で採取された人参が一旦内務府に集められ、内務府で選別され等級を付けた後、上記の六個所の塩運司・織造・海関に交付され、ここから各地商人へ売却されるという意味である。従って盛住が人参代金を所持していたというのは、彼は浙江布政使であると共に杭州織造を兼任しており、ここから売却した人参の代金を所持していたものと解される。

（7）広儲司は内務府に直属し銀庫等六庫あり。府属諸司からの物品の交付や各省からの進貢品等を収納した。

（8）この「史料二〇」は『宮中檔』乾隆五一年七月二〇日付けの寶光鼐の上奏文と同内容である。

（9）『実録』巻一二六〇、乾隆五一年閏七申朔の条。

（10）これはメキシコ銀の磨滅したものを指すのであろうか。円単位の表示なので洋銀の一種のように思われる。大方の教示を請う。

（11）例えば、乾隆末から嘉慶初にかけて中央政府の要職を歴任した王杰は一上奏文の中で「各省虧空之弊。起於乾隆四十年以後」（『清代七百名人伝』第一編、政治、政事）と述べている。